

適性検査Ⅱ 解答例

1	設問	解答例	配点	採点基準
(1)	1	スキーを楽しむことができる。	15	<ul style="list-style-type: none"> ・正解一つにつき、3点を与える。 ・同じ魅力を別の言い方で表現している解答が複数ある場合は、そのうちの一つのみを正解とする。 ・他の人に意図が伝わる文になっていなければ得点を与えない。 ・解答例以外であっても、設問の主旨に沿う内容であれば、正解とする。
	2	雪祭りなどの行事を楽しむことができる。		
	3	冬が旬のおいしい食べ物が多い。		
	4	雪だるまを作ったり、雪合戦をしたりなど、雪で遊ぶことができる。		
	5	きれいな雪景色を楽しむことができる。		
(2)	1	雪かきをするのに苦労する。	15	<ul style="list-style-type: none"> ・正解一つにつき、3点を与える。 ・同じ課題を別の言い方で表現している解答が複数ある場合は、そのうちの一つのみを正解とする。 ・他の人に意図が伝わる文になっていなければ得点を与えない。 ・解答例以外であっても、設問の主旨に沿う内容であれば、正解とする。
	2	交通機関が乱れることがある。		
	3	寒くて体調をこわしやすい。		
	4	滑って転び、けがをしやすくなる。		
	5	自転車に乗ることができない。		
(3)	<p>冬の間は寒く乾燥しているので、体調をこわしやすいと思うかもしれませんが、建物の中は暖かく過ごしやすいため、すぐに慣れるはずです。なんとといっても、私が暮らしている札幌は、冬にたくさんの雪が積もるので、スキーなどの冬のスポーツを楽しむことができます。一面、雪景色の中でスキーをすることはとても感動的で、体にも心にもよい効果があります。ぜひ、札幌で快適な生活を送ってください。</p>		20	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①、②により点数を与える。 ①札幌の冬の生活に対する不安を少なくする表現がある場合に10点を与える。不安のみを記載し、それを少なくする表現がない場合は、5点を与える。 ②札幌の冬の魅力を一層伝える表現がある場合に10点を与える。単に冬の魅力のみを記載している場合は、5点を与える。 ・全体の表現が手紙文としてふさわしくない場合は、5点を減ずる。
計			50	

(注)1 示された配点について、採点基準以外の中間点を認めない。

(注)2 その他、上表に示された事項以外のものについては、学校長の判断による。

適性検査Ⅱ 解答例

2	設問	解答例	配点	採点基準
	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自の得意、不得意に応じた役割分担になっていないため、話し合いがスムーズに進んでいない。 ・ 言いたいことがあるはずなのに、意見を言うことができない。 ・ それぞれが、ばらばらなことを言っていて、話がかみ合っていない。 ・ じっくりとお互いの意見を考えずに賛成している。 ・ 感情的になって議論がとまってしまう。 ・ 一人の意見が強くなりすぎて、他の人が意見を言えない形になっている。 ・ 結論を出すことを目的としていたため、各自の考えが深まっていない。 	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正解一つにつき、5点を与える。 ・ 解答例以外であっても、会話文から読み取ることができる内容であれば、正解とする。 ・ 同じ課題を別の言い方で表現している解答が複数ある場合は、そのうちの一つのみを正解とする。 ・ 他の人に意図が伝わる文になっていなければ、得点を与えない。 ・ 問題文中の例と同じ課題について解答した場合、その解答には得点を与えない。
	(2)	<p>私は、じっくりとお互いの意見を考えずに賛成していることが課題だと考えました。このことによって、テーマについての議論が深まらず、表面的に納得するだけで終わってしまうという問題点が発生することが考えられます。この問題点を解決するために、お互いの意見の違いをじっくり考えて、どの点に違いがあるのかということについて議論することを提案します。</p> <p>(167文字)</p>	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件Ⅰを満たしていない場合は、得点を与えない。 ・ 条件Ⅰを満たしている場合で、 <ul style="list-style-type: none"> ①条件Ⅱのみを満たしている場合は5点を与える。 ②条件Ⅱを満たし、かつ条件Ⅲを満たしている場合は15点を与える。 ③条件Ⅱ、Ⅲを満たし、かつ条件Ⅳを満たしている場合は25点を与える。
		計	50	

(注)1 示された配点について、採点基準以外の中間点を認めない。

(注)2 その他、上表に示された事項以外のものについては、学校長の判断による。